

2010年10月 日

各市町村長 様  
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 徳田 秋  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人、子どもの虐待など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれた後期高齢者医療制度も廃止が先送りされ、検討されている新制度の「中間報告」も「負担増か医療抑制か」の二者択一をせまり、後期高齢者医療制度の根幹をそのまま引き継いでいます。施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険制度も、2012年4月からの介護保険制度改定にむけての検討もはじまり、「地域包括ケア」の名で在宅サービスの重視を掲げながら、料理・買い物・掃除など生活援助は保険給付外とするなど給付制限をすすめています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、住民のいのちと健康、暮らしを守る砦としての役割をはたしていくために、以下の事項について改善をお願いします。

### 【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

#### ★【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。
  - ②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。
  - ③税滞納世帯等への行政サービスの制限は行わないでください。
- (答) 上記【1】の陳情については、確かにお聞きしました。

#### 【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

##### 1. 安心できる介護保障について

###### (1) 介護保険について

- ★①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。  
(答) 現状どおりの維持に努めたい。(長寿課)
- ★②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。  
(答) 現状のとおりです。(長寿課)
- ③訪問介護サービスにおける「院内介助制限」など厚労省通知に反するサービス制限をやめ、事業所にその内容を徹底してください。  
(答) 厚労省通知のとおりです。(長寿課)
- ★④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

(答)小規模特別養護老人ホームの整備を進めています。(長寿課)

- ★⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

(答)法人等の実施を期待しています。(長寿課)

## (2)高齢者福祉施策の充実について

- ①配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

(答)現状のとおりです。(長寿課)

- ★②消えた高齢者が社会問題になっていますが、高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

(答)現状どおりの維持に努めたい。(長寿課)

イ.高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

(答)現状どおりの維持に努めたい。(長寿課)

ウ.宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

(答)現状のとおりです。

エ.高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

(答)現状のとおりです。

## ★(3)障がい者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

(答)国の指導のとおりです。(長寿課)

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

(答)主治医意見書等で判断をしているため、申請によって対応します。(長寿課)

## 2. 高齢者医療などの充実について

- ★①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(答)後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施し、愛知県後期高齢者医療広域連合が保険者であり、市単独で医療費負担を無料にすることはありません。ただし、市民税非課税で独り暮らし高齢者は、市単独助成で、後期高齢者福祉医療費給付の対象としています。(保険年金課)

- ②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

(答)後期高齢者医療制度の資格証明書の発行に関しては、広域連合が要綱を設けており、それに基づいて行います。要綱では、高齢者の医療に関する法律施行令第4条に規定する特別の事情、入院若しくは継続的な通院等により診療等を受けている、又は受ける予定のある被保険者で、その収入、生活状況、診療等の内容を勘案し、仮に資格証明書を交付した場合、医療費の全部を一時的に負担することが困難となり、必要な医療を受ける機会が損なわれるおそれがあると認められるときは、資格証交付の適用除外となっています。また、保険料の被保険者均等割が軽減されている者、所得の少ない被保険者であって資格証明書を交付することにより、医療費の全額を一時的に負担することが困難となる場合は、短期保険証を有効活用し、適切な収納対策を講じることにより、資格証明書を交付しないことができます。現在は、資格証明書の交付はありません。(保険年金課)

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

(答)愛知県補助金要綱が、65歳～74歳の障がい者を適用除外しており、県に準じて市条例も適用除外としています。(保険年金課)

### 3. 子育て支援について

★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

(答)子ども医療費助成制度については、市単独助成で、小学校1年生から6年生までの通院を現物給付(窓口無料)しており、それ以上の拡大については、財政状況等を考慮し検討します。(保険年金課)

★②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

(答)公費負担による妊婦健康診査は、21年度から産前14回とし実施していますが、23年度については未定です。(健康推進課)

③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。

申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくしてください。

(答)対象は生活保護基準額の1.3倍です。窓口は提出された書類等の検収もあり、学校で行っております。必要な書類の中には民生委員の証明は入っていません。(教育庶務課)

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

(答)給食材料費の実費は徴収しています。ご理解ください。(教育庶務課)

### 4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の広域化に反対してください。

(答)国保の財政を安定化させるための広域化計画策定のため、今年度、愛知県においては広域化等連携会議が開催されているので、その行方を注視していきたい。(保険年金課)

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

(答)一般会計からの繰入金は、法定分とその他分があります。その他分については、地方単独事業実施による、国庫支出金の減額分及び基金積立金分を繰り入れしています。現在、市の財政は非常に厳しい状況にあるため、現行以上の繰り入れは考えていません。国保運営の経営努力を引き続き推進します。(保険年金課)

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

(答)法律の規定に基づき、蒲郡市国民健康保険税条例を制定し、所得割、資産割、被保険者均等割及び世帯別平等割で国保税を負担していただいています。一部の年齢層を賦課対象としないとする考えは持っていません。(保険年金課)

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

(答)現在、国保財政は厳しい状況にあり、新たに減免制度を創設する考えはありません。

現行の国保税減免制度および軽減制度を適切に運用してまいります。なお、平成22年度に非自発的失業者への上乗せ減免を追加しております。(保険年金課)

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

(答)現在、国保財政は厳しい状況にあり、これ以上減免制度を拡充する考えはありません。現行の減免制度及び軽減制度を適切に運用してまいります。(保険年金課)

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母

子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

(答) 資格証明書の交付は、保険税収納を図る方法のひとつであります。子ども医療費助成対象世帯、母子家庭等医療費助成世帯、心身及び精神障害者医療費助成対象世帯は、資格証適用除外世帯としています。18歳の年度末までの子どもは資格証の対象とせず、短期保険証を全て届けています。(保険年金課)

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

(答) 現在、事例はありません。(保険年金課)

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

(答) 納付計画を守り分納している世帯で残額の納付が確実に認められる場合には、正規の保険証を交付します。(保険年金課)

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

(答) 納付困難な被保険者には納税相談に応じています。皆保険制度や手続きについて理解してもらうべく、広報やホームページで周知し、加入届出の未済事案の解消を図っています。(保険年金課)

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

(答) 当市の一部負担金の減免制度は、その水準まで含め運用しています。医療機関への周知、広報、ホームページで制度の紹介をしています。(保険年金課)

## 5. 障がい者施策の充実について

★①現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

(答) 現行制度でご理解ください。(福祉課)

イ. 利用者負担の際の収入認定は、障がい者(児)本人(個人単位)としてください。

(答) 現行制度でご理解ください。(福祉課)

ウ. 移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。

(答) 利用者の要望に十分沿っていると理解しています。

エ. 施設利用者に対する食費・水光熱費の自己負担を撤廃してください。

(答) 現行制度でご理解ください。(福祉課)

オ. 実態に合わない障害者程度区分認定の見直しとともに、それを基準としたサービス利用の制限を撤廃してください。

(答) 利用者の要望に十分沿っていると理解しています。(福祉課)

②ホームヘルパー増員、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備をすすめてください。

(答) 事業実施を目指す事業主体については、国・県の指導を受けながら支援をしていく姿勢を持っております。(福祉課)

## 6. 健診事業について

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

(答)がん検診については、自己負担金を無料にする考えはありませんが、歯周病検診は無料で実施しています。また、実施期間については、がん検診は基本的に4月から翌年2月まで、歯周病検診は、6月から翌年3月までとし、実施期間の変更は考えていません。(健康推進課)

(答)国保特定健診、後期高齢者医療健診は無料で実施しています。(保険年金課)

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

(答)40歳未満の市民を対象とする健診は「ヤングエイジ健診(20歳～39歳を対象)」を実施していますが、自己負担金を無料にする考えはありません。(健康推進課)

## 7. 予防接種について

★①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸ガンワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の費用について、助成する制度をつくってください。

(答)国の助成制度の状況を見て検討していきます。(健康推進課)

②上記ワクチンを定期接種とするよう国に働きかけてください。

(答)愛知県市長会から国へ要望活動を実施しています。(健康推進課)

## 8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

(答)法律上認められた保護の申請権を侵害しないことは言うまでもなく、侵害していると疑われるような行為も慎むよう留意しています。(福祉課)

②就労支援や生活指導を個別にしていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

(答)人事当局へ要求しております。(福祉課)

**【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。**

(答) 下記1、2、3の意見書、要望書の提出につきましては、確かにお聞きしました。

**1. 国に対する意見書・要望書**

- ① 宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し安心してらせる年金制度を確立してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。
- ② 後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険への国庫負担を増額してください。
- ③ 介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④ 18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。
- ⑤ 消費税の引き上げは行わないでください。
- ⑥ 国の責任で医師・看護師不足を解消し、地域医療を充実してください。
- ⑦ 障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。
- ⑧ ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がん等の任意の予防接種を定期予防接種としてください。

**2. 愛知県に対する意見書・要望書**

- ① 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ② 後期高齢者医療対象者の医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
- ③ 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ④ 子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。
- ⑤ 国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑥ 精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑦ 障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

**3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書**

- ① 愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ② 低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③ 保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④ 後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

以上